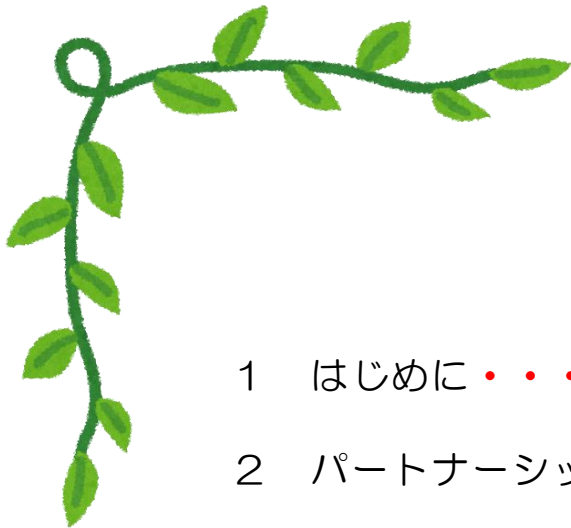


# ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

ふじみ野市



# 目 次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓制度とは	1
3	宣誓をすることができる方	1
4	宣誓に必要な書類	2
5	手続きの流れ	2
6	パートナーシップ宣誓受領証等の交付	4
7	パートナーシップ宣誓受領証等の再交付	5
8	届出事項の変更	5
9	パートナーシップ宣誓受領証等の返却	5
10	自治体間連携について	5
11	Q&A	7

レインボーフラッグを持つふじみん（表紙）

1978年から使われ始め、現在最も広く利用されている6色のプライドフラッグ

レッド（赤）：命

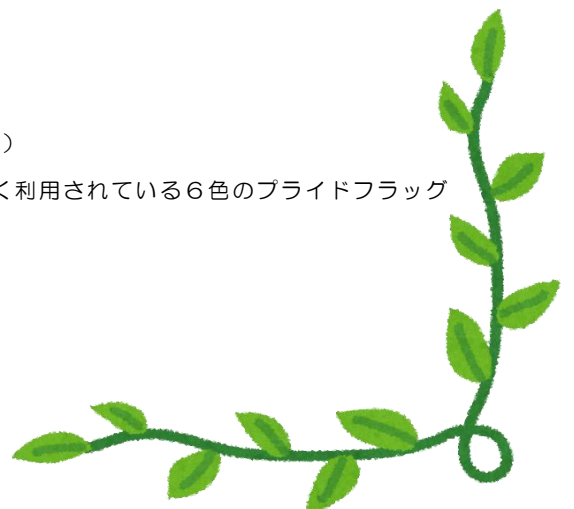
オレンジ（橙）：癒し

イエロー（黄）：太陽光

グリーン（緑）：自然

ブルー（青）：調和

バイオレット（紫）：精神



## 1 はじめに

ふじみ野市では、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択し、誰もが自分らしく活躍するまちの実現を目指すための施策の一つとして、「ふじみ野市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和4年7月1日より「ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始することとなりました。

## 2 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性自認が戸籍上の性別と異なる又は性的指向が異性のみでないお二人が、ふじみ野市長に対してパートナーであることを宣誓した宣誓書を提出し、ふじみ野市は宣誓受領証、宣誓受領カードを交付するものです。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、性の多様性に対する社会的理解を促進するとともに、LGBTQ当事者の方の社会生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

## 3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人が次の要件をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 一方又は双方が性自認が戸籍上の性別と異なる又は性的指向が異性のみでないこと。
- (2) 宣誓を行う当日にお二人とも成年であること。
- (3) ふじみ野市民であること又は3か月以内に市内へ転入予定であること。（同居を要件とはいたしません）
- (4) お二人に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）及びパートナーシップ関係にある方がいないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと。

＊婚姻できない続柄

直系血族・・・・・・・・・・祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族・・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族・・・・・・・・・・子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等

＊パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

## 4 宣誓に必要な書類（各自）

### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたものを一人につき1通提出してください。  
（同一世帯の場合は1通で可）  
本籍地、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

### (2) 配偶者がいないことが確認できる書類

#### 日本国籍の方

- ・ 戸籍抄本、独身証明書その他これに類する書類  
（3か月以内に発行されたもの）  
戸籍抄本、独身証明書は本籍地の市区町村で取得できます。

#### 外国籍の方

- ・ 配偶者がいないことを確認できる書類で大使館等公的機関が発行するものに日本語の翻訳を添えて提出してください。

### (3) 本人確認書類

ご来庁者をご本人であることをご確認いたします。

#### 顔写真付き証明書

- 官公署が発行した有効期限内のもの  
（例：マイナンバーカード、旅券、運転免許証など）

#### 顔写真付き証明書がない場合

健康保険証、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書などで有効期限内のもの

### (4) 必要により持参する書類

- 宣誓するにあたり通称を使用したい場合は、通称を日常的に使用していることが確認できる次のものをご提示してください。  
（例：社員証、学生証、自宅に配達された郵便物など）

## 5 手続きの流れ

### (1) 宣誓日時の予約（予約の際に必要な事項を確認させていただきます。）

来庁、電話、メール、FAXのいずれかで、宣誓日時をご予約ください。  
（予約先：市民生活部市民総合相談室）

#### ・来庁、電話からの予約の場合

受付は、月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

但し、土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除かせていただきます。

### ・メール、FAXからの予約の場合

24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開庁時間内に連絡します。

ご連絡の際には、次の事項必ずご記載ください。

- ① 宣誓日時
- ② お二人の住所
- ③ お名前
- ④ 連絡先

・予約期間は、宣誓日の3か月前から7日前までにお願いします。

例 令和4年10月3日 午前10時の予約は  
令和4年7月1日から令和4年9月26日まで

### (2) 必要書類の準備

- ・「4 宣誓に必要な書類（各自）」を参照しご準備ください。
- ・提出書類等の入手に係る手数料等は、宣誓者のご負担となります。

### (3) 予約日に来庁

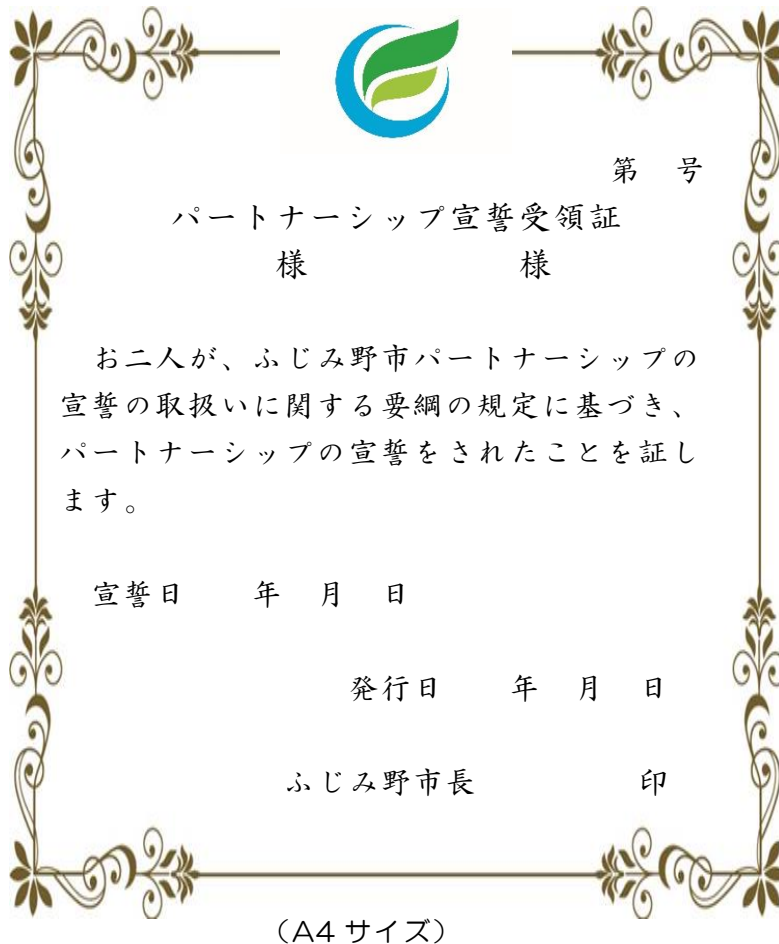
- ・ふじみ野市役所本庁舎2階市民総合相談室にご予約のお時間までに、お二人でお越しください。
- ・パートナーシップ宣誓は個室で行いますので、担当職員がご案内します。
- ・本人確認書類をご提示してください。（コピーをとらせていただきます）
- ・パートナーシップ宣誓書のご確認後にご署名いただきます。
- ・転入予定の方には、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡ししますので、転入後に「8 届出事項の変更」の手続きを済ませてください。
- ・書類の不備、不足がある場合は、再度ご準備をしてご持参ください。
- ・全ての書類の受領、確認ができた日を宣誓日とさせていただきます。



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

## 6 パートナーシップ宣誓受領証等の交付

パートナーシップ宣誓受領証、宣誓受領カードは、宣誓日から7日以内にお送りします。



第 号

パートナーシップ宣誓受領証  
様 様

お二人が、ふじみ野市パートナーシップの  
宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証し  
ます。

宣誓日 年 月 日

発行日 年 月 日

ふじみ野市長 印

(A4 サイズ)

パートナーシップ宣誓受領カード


ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

\_\_\_\_ 様                      \_\_\_\_ 様

第 号

\_\_\_\_ 年 月 日

ふじみ野市長 印



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

(表面) (縦 5.5 cm×横 9.1 cm)

この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことをふじみ野市が証するものです。

この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 \*通称使用の場合

\_\_\_\_ 様                      \_\_\_\_ 様

(裏面) (縦 5.5 cm×横 9.1 cm)

## 7 パートナーシップ宣誓受領証等の再交付

宣誓受領証等の紛失や毀損などの事情により、再交付を希望される場合には再交付します。本人確認書類を持参のうえ、「パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書」を提出してください。

申請書を受領した日から7日以内に宣誓受領証等をお送りします。

## 8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、本人確認書類を持参のうえ、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写しなど）を添えて提出してください。

変更届を受領した日から7日以内に宣誓受領証等をお送りします。

## 9 パートナーシップ宣誓受領証等の返却

次の要件に該当した場合、宣誓受領証、宣誓受領カードをご返却いただきます。

(1) 宣誓対象者に該当しなくなったとき

- ・婚姻（事実婚を含む。）したとき
- ・一方又は双方が転出したとき  
※本市と連携協定を締結している自治体に双方が転出する場合を除く
- ・パートナーシップ関係を解消したとき
- ・他の方とパートナーシップの関係となったとき

(2) 一方がお亡くなりになったとき

## 10 自治体間連携について

令和6年4月12日に、県内の一部自治体（川口市を除く各市町村）と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定（以下、「協定」という。）」を締結しました。宣誓者が協定した自治体間で転出・転入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが一部簡素化されます。

ただし、自治体ごとに要綱等を定めているため、対象者（ファミリーシップや事実婚を含むか）や手続（郵送での宣誓を認めるか）等は、各自治体で違いがあります。宣誓者が協定した自治体に転出する場合、当該自治体の制度に従うこととなります。



## 連携の流れ

- (1) ふじみ野市から転出する場合
  - ・協定した自治体へ転出する場合、ふじみ野市へ宣誓受領証等を返還する必要はありません。
  - ・転入先の自治体における手続きは、各自治体のホームページ等をご確認ください。
- (2) ふじみ野市に転入する場合
  - ・宣誓受領証等の交付の手続きは、来庁または郵送で行うことができます。
  - ・次の必要書類をご準備ください。

### 連携手続きに必要な書類

- ・パートナーシップ宣誓受領証等交付願（様式第5号）  
※様式はふじみ野市ホームページからダウンロードできます。
- ・転出元が発行した証明書等（原本）
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
（3か月以内に発行されたものを一人につき1通提出。同一世帯の場合は1通で可。本籍地、続柄、マイナンバーの記載は不要。）
- ・本人確認書類（「4 宣誓に必要な書類（各自）(3)本人確認書類」を参照してください。）  
来庁する場合は来庁者分を持参、郵送の場合は制度利用者二人分の写しを送付。

### 〈来庁する場合〉

- ①手続き日時の予約（予約の際に必要な事項を確認させていただきます。）  
来庁、電話、メール、FAXのいずれかで、手続き日時をご予約ください。（「5 手続きの流れ(1)宣誓日時の予約」を参照してください。）
- ②予約した日時に連携手続きに必要な書類（お二人分）を持って、お越しください。他の自治体で宣誓は済んでいるので、制度利用者のどちらか一方の来庁でも可です。
- ③ふじみ野市の宣誓受領証等を郵送にて交付します。

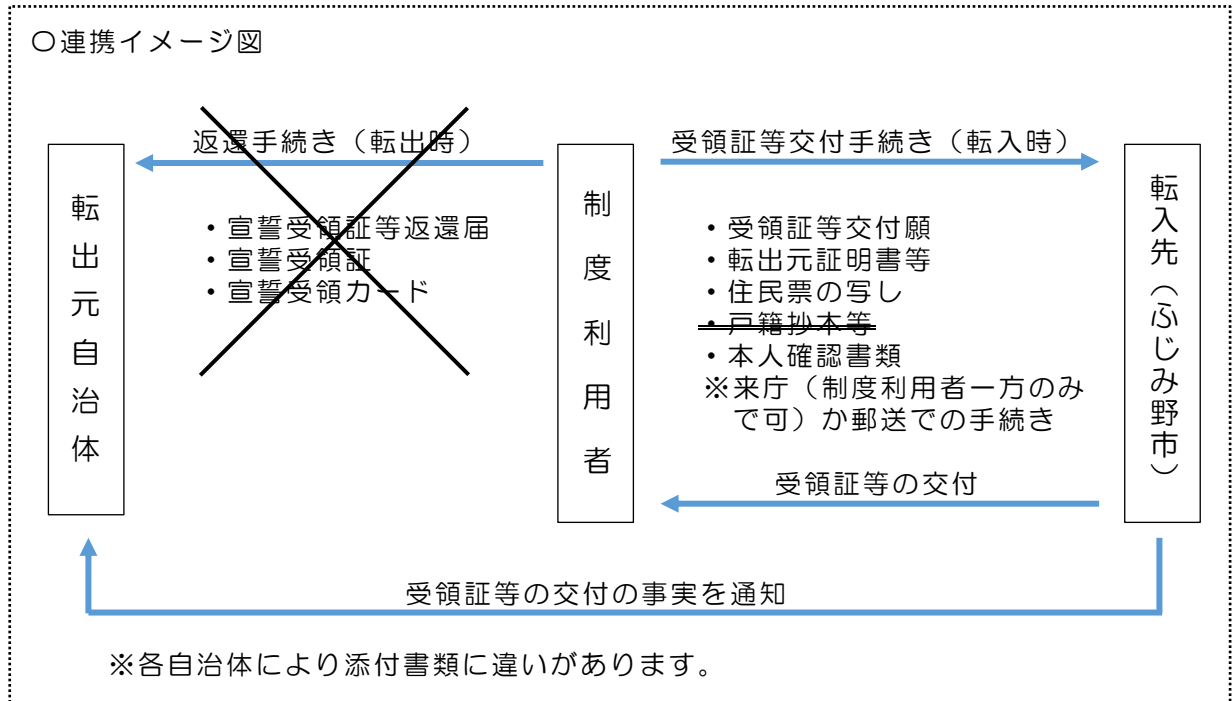
### 〈郵送する場合〉

- ①転出元との協定、制度の差異を確認してください。
- ②手続きに必要な書類（お二人分）を郵送してください。
- ③ふじみ野市の宣誓受領証等を郵送にて交付します。



### 〈宣誓日の引継ぎ〉

ふじみ野市が交付する宣誓受領証に記載する宣誓日は、他市町村での宣誓日等を引き継いで記載します。



## 11 Q&A

### Q1 パートナーシップ制度と結婚は何が違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく制度で法律上の権利や義務が発生するものではありません。

### Q2 法的効果がないのに、パートナーシップ宣誓制度を実施する理由はなんですか？

A2 LGBTQ当事者に関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が理解され、広がっていくことを期待しています。

**Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？**

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、パートナーシップ契約等を結ぶ方法があります。  
詳しくは、公証役場にお問い合わせください。

**Q4 事実婚は、なぜ対象としないのでしょうか？**

A4 ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度の対象者は、LGBTQ当事者の方を対象としております。

**Q5 宣誓に費用はかかりますか？**

A5 宣誓に費用はかかりません。  
ただし、必要書類を入手するための手数料等は必要となります。

**Q6 宣誓は2人で行かないとダメですか？**

A6 ご本人確認、お二人の意思の確認、宣誓書の自署のため、お二人でお越しください。

**Q7 手にけがをしていて、宣誓書に自書をする事ができません。**

A7 必ず署名をご本人の漢字(漢字が書けない場合はローマ字又はひらがな)を記入していただきますが、署名以外については予約時に担当にお申し出ください。

**Q8 仕事の都合で土日しか休めません。土日に宣誓することはできますか？**

A8 担当までご相談ください。

**Q9 カミングアウトしていませんが、プライバシーは守られますか？**

A9 ご予約いただいた当日は個室を用意いたします。提出された書類に記載されている個人情報、他の目的に使用されることはありません。

**Q10 パートナーと同居をしていませんが、宣誓できますか？**

A10 同居を要件とはしておりません。

**Q11 宣誓することで受けられる市のサービスはありますか？**

A11 ・市営住宅の入居要件である「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)」にパートナーシップ宣誓受領証等を持った人を加えます。  
・お二人が同一世帯の場合には、申出により住民票の続柄を「同居人」から「縁故者」に変更いたします。

・犯罪行為により亡くなられた方のご遺族として見舞金を支給いたします。(市が規定する支給の制限に該当する場合は支給されません。また、その他にも条件がありますので、詳しくは市民総合相談室までお問い合わせください。)

**Q12 宣誓することで受けられる民間サービスはありますか？**

A12 ふじみ野市のパートナーシップ宣誓制度に法的効力はありません。あくまでLGBTQ当事者の方を応援する制度です。通常、婚姻関係でないと受けられない次のようなことが、受けられる可能性が考えられます。

- ・医療機関での面会、手術の同意
- ・生命保険の受取人指定
- ・クレジットカードの家族カードの申し込み
- ・携帯電話の家族割引
- ・映画館での夫婦割引

**Q13 パートナーシップ宣誓受領証等の有効期限はありますか？  
何年かに一度更新は必要ですか？**

A13 有効期限は定めておりません。  
更新についても必要ございません。

**Q14 パートナーシップを解消したい場合、どうしたらよいですか？**

A14 「パートナーシップ宣誓受領証等返還届」を提出してください。様式はホームページからダウンロードすることができます。



ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（第3版）  
令和6年4月発行

ふじみ野市 市民生活部 市民総合相談室  
TEL 049-262-9025（直通）  
FAX 049-261-5960  
メール [jinken@city.fujimino.saitama.jp](mailto:jinken@city.fujimino.saitama.jp)